

福島市あぶくまクリーンセンター
焼却工場再整備事業

募集要項

令和4年10月

(令和5年2月15日修正版)

福島市

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	3
1. 事業内容に関する事項	3
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 民間事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定スケジュール	8
3. 応募に関する担当部署等	15
4. 応募者の参加資格要件	16
5. 応募者の審査及び優先交渉権者の決定	20
第4章 本事業に関する提示条件	22
1. 民間事業者の収入	22
2. 余熱利用計画	22
3. 本市が適用を予定している交付金について	22
4. 保険	22
5. 想定されるサービスの水準・仕様	23
6. 想定されるリスクの分担	23
7. 本市による事業の実施状況の監視	23
8. 地域への貢献	23
第5章 優先交渉権者決定後の手続き並びに契約に関する事項	24
1. 基本協定の締結	24
2. 特別目的会社の設立	24
3. 契約内容に関する協議	24
4. 事業契約の締結	24
5. 地位の譲渡等	25
6. 提案保証金及び契約保証金	25
第6章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	27
1. 立地に関する事項	27
2. 計画に関する事項	27
第7章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	28
1. 疑義が生じた場合の措置	28
2. 管轄裁判所の指定	28
第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	29
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	29
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	29
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	29
4. その他	29
第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項	30
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	30
3. その他	30

添付資料

添付資料 1 契約スキーム	31
添付資料 2 福島市及び民間事業者の業務範囲	32
添付資料 3 ユーティリティーに係る契約者及び料金支払い者	33
添付資料 4 対価の支払い方法	34
添付資料 5 モニタリング及び対価の減額	38
添付資料 6 民間事業者が付保する保険	42

第1章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業をいう。
本市	福島市をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、管理棟、計量棟、ストックヤード、小動物焼却施設の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される施設一式をいう。
プラント	本施設のうち、ごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等委員会	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が開催する学識経験者などで構成される組織「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の募集公告に参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	応募者の代表を務める者をいう。
構成員	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行う者をいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負または受託することを予定している者をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう（造成工事を含む。）。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
土壌汚染等対策工事	本事業の設計・建設業務のうち、土壌汚染等対策工事をいう。
優先交渉権者	応募者の中から委員会の意見を受けて、最優秀提案者として市が決定した者をいう。 ※優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとする。
次点交渉権者	応募者の中から委員会の意見を受けて、次点提案者として市が選定し、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者とした者をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務（土壌汚染等対策工事を含む）を担当する者で、複数企業または共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と民間事業者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と民間事業者及び民間事業者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務（土壌汚染等対策工事を含む）の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 土壌汚染等対策工事編	本事業における土壌汚染等対策工事に係る要求水準書をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編、要求水準書運営・維持管理業務編及び要求水準書土壌汚染等対策工事編の総称をいう。
募集要項等	本事業の公告に際して、配布する募集要項、要求水準書、契約書案、優先交渉権者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 あぶくまクリーンセンター

種 類 一般廃棄物処理施設（焼却工場）

(3) 公共施設等の管理者

福島市長 木幡 浩

(4) 事業目的

本市は、あぶくまクリーンセンターとあらかわクリーンセンターの2施設体制で本市内の可燃ごみの処理を行っているが、あぶくまクリーンセンターは竣工後30年以上が経過し老朽化している。本市では、東日本大震災の経験を踏まえ、一時的に大量の災害ごみが発生しても対応可能となるよう、2施設体制を維持することとし、老朽化したあぶくまクリーンセンターを再整備する。

本事業は、ごみ処理体系の変更は行わず現在の施設の課題を解決し、循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する機能を備えた整備を目指すとともに、本施設とあらかわクリーンセンターが相互に機能を補完できるよう考慮したものとする。また、処理に伴う環境負荷を可能な限り低減するよう、処理施設の適正な維持管理、整備等を継続するものである。

本市は、施設整備にあたって次の基本方針を定めている。

1) 安全・安心な環境にやさしい施設整備

(1) 最新技術の導入も検討し、安全かつ安定的で衛生的な処理が行える施設とします。

(2) 高度な公害防止設備を設置し、市民が安心して生活できる生活環境を保全します。
また、温室効果ガスの発生を抑制し、自然環境への負荷を低減します。

(3) 災害に強く長期間の稼働に耐えうる施設とします。

2) 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設整備

(1) 施設で発生する余熱を積極的に回収し、発電等による有効利用を図ります。

(2) 既存の余熱利用施設との連携を、円滑で効率的なものとし、安定した熱供給を行います。

(3) 施設で発生する排出物の減容化・再資源化を検討し、最終処分場の延命化を図る施設とします。

3) 周辺環境と調和した施設整備

(1) 周辺環境と調和した色彩、デザイン等により、景観に配慮した施設整備を図ります。

(2) 利用者の立場に立った小動物焼却施設の整備も図ります。

4) 市民との共創による施設整備

(1) 地元住民との協議・情報共有により、信頼関係に基づく施設整備を図ります。

(2) 利用者をはじめとした市民の意見を反映し、施設の動線・配置計画を検討し、安全で利便性の高い施設整備を図ります。

(3) 既存施設の内、建設予定地に配置されているヘルシーランド福島の駐車場も再整備を行います。

5) 経済性に優れた施設整備

(1) 過大とならない施設規模の検討や、効果的な設備の選定を行い、費用対効果の高い施設とします。

(2) 建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減を図ります。

(3) 国の交付金制度を最大限活用できる施設の整備を検討します。

(5) 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	福島市渡利字梅ノ木畑地内他
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務：契約締結日から令和10年3月31日まで 運営・維持管理業務：令和10年4月1日から令和30年3月31日まで
主要な施設	ア 配置施設 ・工場棟、管理棟、計量棟、小動物焼却施設、ストックヤード イ 付属施設 ・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等
処理方式	ストーカ式焼却方式
処理対象物	①一般ごみ ②可燃性粗大ごみ ③資源化工場残渣（プラスチック残渣）の可燃物 ④し尿処理汚泥（脱水汚泥） ⑤小動物及び有害鳥獣（イノシシ等）
供用開始	令和10年4月1日
施設規模	120 t/日（60 t/日×2炉、24時間稼働）
エネルギー回収率	18%以上とする

(6) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はD B O（Design Build Operate）方式により実施する。

応募者のうち、民間事業者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者として20年

間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(7) 契約の形態

本市は、本事業の実施にあたり以下の協定等を民間事業者と締結する。

なお、事業契約は基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約から構成されるものとする。

1) 基本協定

本市は、民間事業者との間で基本協定を締結する。基本協定には、本事業に関する事業契約の締結に向けて、本市と民間事業者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

2) 基本契約

本市は、民間事業者との間で、本市と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めた基本契約を締結する。

3) 建設工事請負契約

本市は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務（土壌汚染等対策工事を含む）の実施のために必要な事項等を定めた建設工事請負契約を締結する。

4) 運營業務委託契約

本市は、運営事業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を定めた運營業務委託契約を締結する。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

1) 設計・建設業務期間

契約締結日（令和5年9月下旬）から令和10年3月31日まで

2) 運営・維持管理期間

令和10年4月1日から令和30年3月31日まで

(9) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(10) 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は20年間としているが、本市は本施設の長寿命化を図り、

約 30 年の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（令和 26 年度）の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

（１１）事業の対象となる業務範囲

本市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

1) 民間事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 本市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援

【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ③ 本市への引継業務等の近隣初動対応（民間事業者が対応すべき範囲）

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務（受付管理を除く。）
- ② 維持管理業務（小動物焼却施設を含む。）
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災管理業務（災害時対応含む。）
- ⑤ 関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）
- ⑥ 情報管理業務

2) 本市が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣同意の取得・住民対応
- ③ 本施設の交付金申請手続き
- ④ 本施設の設計・建設に係る監理業務（別途発注予定）
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務
- ⑥ 事業者工事範囲外の関連工事
 - ・旧破碎工場解体工事
 - ・電波障害対策工事

~~水道の引込工事~~

- ・東側市道に隣接した電柱、N T T柱の移設工事
- ・周辺道路整備工事
- ・現焼却工場解体跡地整備工事

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① ごみの収集及び搬入
- ② 受入・計量業務（料金徴収含む。）
- ③ 小動物（ペット）の受入、焼却、遺骨返還
- ④ 管理棟の管理（清掃・施錠管理）
- ⑤ 見学者対応への協力
- ⑥ 住民対応
- ⑦ 行政対応
- ⑧ 運営・維持管理モニタリング
- ⑨ 焼却残渣等の運搬・処分・売却
- ⑩ その他これらを実施する上で必要な業務
- ⑪ 資源化工場及びヘルシーランド福島の運営管理

(12) 事業スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1) 募集公告 | 令和4年10月 |
| 2) 事業提案書の受付 | 令和5年3月 |
| 3) 優先交渉権者の決定 | 令和5年7月 |
| 4) 仮契約の締結 | 令和5年8月 |
| 5) 事業契約の締結 | 令和5年9月 |
| 6) 本施設の設計・建設 | 令和5年9月～令和10年3月 |
| 7) 本施設の運営・維持管理 | 令和10年4月～令和30年3月 |

(13) 関連工事スケジュール（予定）（事業者業務対象外）

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1) 旧破碎工場解体工事 | 令和5年7月～令和6年10月 |
| 2) 東側市道狭隘部分改良工事 | 時期検討中 |
| 3) 現焼却工場解体工事及び跡地整備工事 | 令和10年～令和12年 |
| 4) 東側市道舗装改良工事 | 令和12年度 |
| 5) 水道管引込工事 | 新焼却工場建設事業者と調整により決定 |
| 6) 電柱及びN T T柱移設工事 | 新焼却工場建設事業者と調整により決定 |

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する事業者を公募する。事業者の選定は、公平性・透明性確保の観点から公募型プロポーザル方式により行う。

2. 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

内 容	日 程
① 公募型プロポーザル実施に係る公告及び募集要項等の公表	令和4年10月31日(月)
② 現場説明会の申込期限	令和4年11月8日(火)
③ 現場説明会	令和4年11月10日(木)及び 11日(金)
④ 募集要項等に関する第1回質問の受付	令和4年11月14日(月)
⑤ 募集要項等に関する第1回質問の受付期限	令和4年11月24日(木)
⑥ 募集要項等に関する第1回質問に対する回答・公表	令和4年12月13日(火)
⑦ 参加資格審査書類受付	令和4年12月22日(木)及び 23日(金)
⑧ 参加資格審査結果の通知	令和5年1月10日(火)
⑨ 個別対話の申込期限	令和5年1月13日(金)
⑩ 個別対話の実施	令和5年1月18日(水)及び 19日(木)
⑪ 募集要項等に関する第2回質問の受付	令和5年1月23日(月)
⑫ 募集要項等に関する第2回質問の受付期限	令和5年1月30日(月)
⑬ 募集要項等に関する第2回質問に対する回答・公表	令和5年2月13日(月)
⑭ 提案審査書類の受付	令和5年3月13日(月)及び 14日(火)
⑮ 提案書に関する事業者ヒアリング	令和5年6月下旬
⑯ 優先交渉権者決定・公表	令和5年7月上旬
⑰ 基本協定締結	優先交渉権者決定後速やかに
⑱ 仮契約締結	令和5年8月下旬
⑲ 事業契約の締結	令和5年9月下旬

(1) 募集公告

本市は、令和4年10月31日(月)に募集公告を行い、「募集要項」、「要求水準書」、「優先交渉権者決定基準書」、「基本協定書(案)」、「基本契約書(案)」、「建設工事請負契約書(案)」、「運營業務委託契約書(案)」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

(2) 現場説明会に関する提出書類の受付

現場説明会への出席を希望する場合、応募者の代表企業は、以下に従って現場説明会に

関する提出書類を提出すること。

1) 対象

参加希望者

2) 提出期間

本募集要項等公表日から令和4年11月8日(火)12:00までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が下記送付先へE-mailにより提出する。

なお、下記提出書類中、誓約書(様式1-4)については、現場説明会当日に押印した原本を持参すること。

(ア) 送付先

福島市環境部 環境施設整備室

(イ) E-mail

syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名)ー現場説明会申込書」

4) 到達の確認方法

申込書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

5) 提出書類

(ア) 現場説明会申込書(様式1-3)

(イ) 現場説明会に係る誓約書(様式1-4)

(3) 現場説明会の開催

1) 現場説明会実施日

現地説明会の実施日は、令和4年11月10日(木)及び11日(金)を予定しており、詳細は参加希望者に対して事前に通知する。

2) 説明にあたっての注意事項

説明会への参加者は10名程度とする。説明にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

なお、現場説明において生じた質疑事項等は「募集要項等に関する第1回質問」において取り扱うものとする。

(4) 募集要項等に関する第1回質問受付及び回答

募集要項等に関する第1回質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

令和4年11月14日(月)から令和4年11月24日(木)16:00までとする。

2) 提出方法

本募集要項等と同時にホームページに公表する募集要項等に対する「募集要項等に関する第1回質問書(様式1-1)」に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

福島市環境部 環境施設整備室

(イ) E-mail

syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名) - 募集要項等に関する第1回質問」

3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

募集要項等に関する第1回質問への回答は、令和4年12月13日(火)に本市ホームページへの掲載により公表する。

(5) 参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下に従って参加資格審査に関する必要書類を提出すること。

1) 対象

応募者

2) 提出期間

令和4年12月22日(木)及び23日(金)の9:00から16:00まで(ただし12:00から13:00までを除く)とする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が下記提出先へ提出書類を持参すること。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

(ア) 参加資格審査申請書(様式2-1)

(イ) 業務分担届出書(応募者の構成)(様式2-2)

(ウ) 委任状(様式2-3)

(エ) 参加資格要件確認書(様式2-4~10)

5) 提出先

福島市財務部 契約検査課 契約係

郵便番号 960-8601

住所 福島県福島市五老内町3番1号

電話番号 024-525-3705

6) 結果通知

参加資格審査結果は、令和5年1月10日(火)に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者記号を交付する。

7) 審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00 から 16：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。

8) その他

- (ア) 提出期限に遅れた参加資格審査申請書は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(6) 個別対話に関する提出書類の受付

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和5年1月13日（金）16：00 まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が下記送付先へ E-mail により送付する。

なお、下記提出書類については、個別対話当日に押印した原本を持参、提出すること。

(ア) 送付先

福島市環境部 環境施設整備室

(イ) E-mail

syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名) 一 個別対話申込書」

4) 到達の確認方法

個別対話申込書等を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

5) 提出書類

- (ア) 個別対話申込書（様式3-1）
- (イ) 個別対話用資料（様式3-2）
 - ・全体処理フロー図
 - ・配置・動線計画
 - ・設計・建設期間の工程
 - ・質問事項

(7) 個別対話の開催

1) 目的

(ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進

参加資格審査を通過した応募者が、本市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

2) 実施日

本市と応募者は、個別対話用資料等をもとに、令和5年1月18日(水)及び19日(木)に個別対話を行う。

3) 実施要領

資格審査通過者に対して、当日の個別対話の実施要領を送付する。

4) 質疑事項の公表

民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者が事前に用意した質問事項及び個別対話当日の応募者からの追加質問事項を本市と個別対話参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を「募集要項等に関する第2回質問書(様式1-2)」に記入することとし、その回答をホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、本市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(8) 募集要項等に関する第2回質問受付及び回答

募集要項等に関する第2回質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

令和5年1月23日(月)から令和5年1月30日(月)16:00までとする。

2) 提出方法

本募集要項等と同時にホームページに公表する募集要項等に対する「募集要項等に関する第2回質問書(様式1-2)」に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

福島市環境部 環境施設整備室

(イ) E-mail

syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名) - 募集要項等に関する第2回質問」

3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

募集要項等に関する第2回質問への回答は、令和5年2月13日（月）に本市ホームページへの掲載により公表する。

(9) 提案審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下に従って応募書類及び本事業に対する提案内容を記載した提案審査書類を提出すること。

なお、本市は応募者の提案内容に関するヒアリングの実施を予定している。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和5年3月13日（月）及び14日（火）の9:00から16:00まで（ただし12:00から13:00までを除く）とする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が下記担当部署へ提出書類を持参すること。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

5) 提出先

福島市財務部 契約検査課 契約係
郵便番号 960-8601
住所 福島県福島市五老内町3番1号
電話番号 024-525-3705

4) ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途提案審査書類を提出した者に通知する。

5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定並びに公表

提出された提案審査書類等について、本市が設置する委員会は、非価格要素点に関して審査する。本市は委員会による非価格要素点の審査を踏まえ、価格点の審査と併せて総合評価点数を算定し、本市が優先交渉権者を決定する。具体的な審査の方法及び評価基準等は優先交渉権者決定基準書に示す。

審査結果はすべての応募者に通知するとともに、本市ホームページ等で公表する。

6) 審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、優先交渉権者とならなかった者は、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

(イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日

以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00 から 16：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。

7) その他

(ア) 提出期限に遅れた提案審査書類は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(10) 応募に関する留意事項

1) 募集要項等の承諾

応募者は、「参加資格審査申請書（様式2-1）」の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料（第1回及び第2回質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

(イ) 提案審査書類の変更等の禁止

提案審査書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(ウ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において本市が公表等を行うことができるものとする。

(エ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 応募の辞退

資格審査申請書を提出した者は提案審査書類の提出期限までは、随時、応募を辞退する

ことができる。応募辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

(ア) 提出期限

令和5年3月14日(火)16:00までとする。

(イ) 提出方法

応募者が「辞退届(様式1-5)」を担当部署へ持参すること。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

(ウ) その他

応募辞退の撤回はできないものとする。

7) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 募集要項に規定する参加資格のない者が行った応募

(イ) 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った応募

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる応募

(エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く応募または応募事項を明示しない応募

(オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った応募

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた応募

(キ) その他募集要項等において示した応募条件に違反した応募

8) 応募の中止等

本事業の応募手続きに関して本市が必要と認めたときは、応募の執行を取りやめることができる。

9) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、本市は応募者に通知することとする。

3. 応募に関する担当部署等

(1) 参加資格審査書類受付・提案審査書類の受付

担当部署

福島市財務部 契約検査課 契約係
郵便番号 960-8601
住所 福島県福島市五老内町3番1号
電話番号 024-525-3705

(2) (1) 以外の現場説明会・質問の受付・個別対話の申し込み等

担当部署

福島市環境部 環境施設整備室
郵便番号 960-8601
住所 福島県福島市五老内町3番1号
電話番号 024-515-6013

E-mail syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(3) 議会の議決

事業契約の締結に際しては、本市議会の議決を得るものとする。

(4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

ホームページ <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

(5) 問い合わせ先

上記3(1)及び(2)と同じ。

なお、募集要項等の内容について電話での直接回答は行わない。

4. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成とすること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務または運営・維持管理業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする(構成員のみで構成することも可能)。なお、構成員または協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員または協力企業で分担することは差し支えない。
- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募参加手続きを行うこととする。なお、代表企業は、本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件をすべて満たす者とする。
- 4) 構成員または協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業となることはできない。
- 5) 構成員または協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りでない。
- 6) 代表企業、構成員または協力企業のいずれかと資本関係または人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員または協力企業となることは認めない。

上記の「資本関係または人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ)。

① 資本関係がある場合

以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号及び会社法施行規則(平成18年総務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の

関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係がある場合

以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤または非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項または民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①または②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 応募参加年度における本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者
- ③ 本市の指名停止措置を受けている者
- ④ PFI法第9条の各号の規定に該当する者
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑨ 会社更生法第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者
- ⑩ 民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑪ 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条または第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ⑫ 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団並びに暴力

団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者

- ⑬ 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- ⑭ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係または人的関係のある者
株式会社日建技術コンサルタント
関西法律特許事務所
- ⑮ 本市が設置する委員会の委員が所属する企業
- ⑯ 実施方針の公表から優先交渉権者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する委員会の参加者に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者

2) 各業務を行う者の要件

応募者は、以下の①から⑤の要件を全て満たすこと。

また、設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

JVは、以下の①から④を含む構成とする。

JVの運営形態（共同施工方式又は分担施工方式）及び組成員数は任意とする。

応募者を構成する構成企業については、参加資格審査書類提出時に企業名を明らかにしなければならない。

応募者は、④の全ての要件を満たす1者を、当該応募者を代表する「代表企業」として定めるものとする。

代表企業は、JVの代表となるものとし、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。

また、②と④の主たる業務を行う1者は同一であってはならない。

① 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

本施設の建築物等の設計を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格の登録がされた者であること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。また、一級建築士を配属すること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- (ウ) 参加資格確認基準日までの過去20年間（平成14年4月1日から）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の設計を担当した実績があること。

② 本施設の建築物等の建設を行う者（A）の要件

本施設の建築物等の建設を行う者（A）は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格（工事請負有資格者名簿【建築工事】）の登録がされた者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、上記（ア）業種の本市資格総合点数が参加資格確認

基準日において【建築工事】1,700点以上であること。

- (ウ) 建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- (エ) 参加資格確認基準日までの過去20年間（平成14年4月1日から）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の建設を担当した実績があること。

③ 本施設の建築物等の建設を行う者（B）の要件

本施設の建築物等の建設を行う者（B）は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 本市内に本社または本店があること。
- (イ) 令和4年度の本市入札参加資格（工事請負有資格者名簿【建築工事】）の登録がされた者であること。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、上記（イ）業種の本市資格総合点数が参加資格確認基準日において【建築工事】が1,000点以上であること。
- (エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。

④ 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格（工事請負有資格者名簿【清掃施設工事】）の登録がされた者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、上記（ア）業種の本市資格総合点数が参加資格確認基準日において【清掃施設工事】1,400点以上であること。
- (ウ) 参加資格確認基準日までの過去10年間（平成24年4月1日から）において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の竣工実績を元請として2件以上有すること。
 - i 処理方式をストーカ式とするもの。
 - ii 1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - iii 事業方式をPFI方式（DBO方式を含む）とするもの。
- (エ) 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、有資格者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

⑤ 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。また、主たる業務を行う1者は構成員とすること。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格（業務委託業種：設備等保守管理業務又はその他業務）の登録がされた者であること。
- (イ) 参加資格確認基準日までの過去10年間（平成24年4月1日から）において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の2年以上の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。
 - i 処理方式をストーカ式とするもの。
 - ii 1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - iii 事業方式をPFI方式（DBO方式を含む）とするもの。
- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却工場で、1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間は配置できること。
- (エ) 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

3) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、参加資格審査書類受付最終日の翌開庁日とする。
- ② 優先交渉権者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に契約候補者の構成員及び協力企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は契約候補者決定を取り消すことができる。この場合において、本市は、契約候補者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 応募者の審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査の機関

本市は、応募者の事業提案を公平に専門的知見に基づいて審査するため、委員会を設置する。

本事業について本市が設置する委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会委員（敬称略）

委員名	所属
樋口良之	国立大学法人 福島大学 教育研究院 教授
佐藤理夫	国立大学法人 福島大学 教育研究院 教授
佐藤玲子	福島県建築士会福島支部 理事
荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
藤吉秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長
車田和昭	福島市 建設部長
森雅彦	福島市 都市政策部長
佐藤光憲	福島市 環境部長

（２）審査の手順及び方法

1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について本市が審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された基礎審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(イ) 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「優先交渉権者決定基準書」に基づき非価格要素について委員会が審査し、非価格要素点を決定する。

(ウ) 価格審査

提案上限価格を超過しない応募者の提案価格について、別添資料「優先交渉権者決定基準書」に定める算定式により本市が価格点を算出する。

提案上限価格は以下のとおりとする。

提案上限価格：29,242,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(エ) 総合評価点数の算定及び優先交渉権者の決定

本市が設置する委員会は、非価格要素点に関して審査する。本市は委員会による非価格要素点の審査を踏まえ、価格点の審査と併せて総合評価点数を算定し、本市が優先交渉権者を決定する。

3) 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。

第4章 本事業に関する提示条件

1. 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。(詳細は添付資料-4「対価の支払い方法」参照)

(2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。(詳細は添付資料-4「対価の支払い方法」参照)

(3) 支払の減額等

本市は、民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。(詳細は添付資料-5「モニタリング及び対価の減額」参照)

2. 余熱利用計画

民間事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本施設内で利用するとともに資源化工場及びヘルシーランド福島へ送電すること。余剰電力は電力会社等へ売電すること。なお、ヘルシーランド福島へは施設内への送電のほか、電気により温水を作り熱を供給すること。

売電収入は本市に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行うこと。

3. 本市が適用を予定している交付金について

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、民間事業者は本市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関係資料の作成を行うこととする。

4. 保険

民間事業者が加入する保険については、添付資料-6「民間事業者が付保する保険」を基本とする。ただし、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすることや提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、本市は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険(契約類型1型賠償責任保険C型)を付保する予定である。

5. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項等に示す本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

6. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市または民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは民間事業者が責任を負うとしたリスクや、本市並びに民間事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

7. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、本募集要項等において示す。

また、民間事業者の提供する設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

8. 地域への貢献

民間事業者は本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理にあたっては次の項目に留意すること。

- (1) 本市に本店・本社を置く地元企業への工事発注
- (2) 本市での雇用促進の配慮
- (3) 本市に本店・本社を置く地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮
- (4) 住民や地元企業との信頼性の構築
- (5) 多様な人材の雇用等

第5章 優先交渉権者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1. 基本協定の締結

本市と民間事業者は優先交渉権者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2. 特別目的会社の設立

優先交渉権者決定後には、民間事業者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 特別目的会社の本店所在地は福島市内としなければならない。
- (2) 運営事業者への出資は民間事業者の構成員全員によるものとし、民間事業者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (3) 民間事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- (4) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3. 契約内容に関する協議

本市と民間事業者は、基本協定締結後、事業契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、本募集要項等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

4. 事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者 : 優先交渉権者（企業グループ）

締結時期 : 優先交渉権者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者 : 優先交渉権者（企業グループ）及び優先交渉権者が設立する運営事業者（特別目的会社）

締結時期 : 令和5年8月下旬に仮契約を締結する。仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和5年9月下旬に正式契約を予定している。

(3) 建設工事請負契約

対象者 : 建設事業者 (特定建設工事共同企業体)

締結時期 : 令和5年8月下旬に仮契約を締結する。仮契約は令和5年9月下旬の議決を経て正式契約を予定している。

※建設事業者は、事前に「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状 (共同企業体代表者への委任状)」を袋綴じしたものを提出すること。

(4) 運營業務委託契約

対象者 : 運營業務委託事業者 (特別目的会社)

締結時期 : 令和5年8月下旬に仮契約を締結する。仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和5年9月下旬に正式契約を予定している。

本事業スキームの概要については添付資料-1「契約スキーム」に示す。

5. 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

6. 提案保証金及び契約保証金

(1) 応募保証金

応募保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

1) 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の10分の1以上を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付すること。

(イ) 運營業務委託契約

運營業務委託事業者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営委託費の10分の1以上を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に納付すること。

2) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下

同じ。)の保証

(ウ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

3) 契約保証金の免除

民間事業者は、前項の(ウ)、(エ)の保証を付した場合、契約保証金を免除することができる。なお、(エ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託すること。

第6章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設の建設予定地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- | | |
|---------|--|
| 1) 建設場所 | 福島市渡利字梅ノ木畑地内他 |
| 2) 用途地域 | 市街化調整区域 |
| 3) 防火地域 | 指定なし |
| 4) 風致地区 | 該当(福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例:適用除外) |
| 5) 高度地区 | 指定なし |
| 6) 敷地面積 | 全敷地面積:約 28,000 m ² (建設予定地面積:約 12,300 m ²) |
| 7) 建ぺい率 | 70%以下 |
| 8) 容積率 | 200%以下 |
| 9) その他 | 市道脇の崖は、福島県建築基準法施行条例に該当する崖地であるため、建築物は崖の法尻から 20mの離隔を取るなど所定の措置が必要 |

2. 計画に関する事項

本施設の規模の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

(1) 本施設

工場棟 処理能力:120 t/日 (60t/日×2 炉)

管理棟

計量棟

ストックヤード

小動物焼却施設 他

第7章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

本市が応募手続きにおいて配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した事業提案書並びに本市と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、本市と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、本市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、本市は、事業契約に基づき、民間事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、民間事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他本市または民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (3) 運営・維持管理期間においては、本市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する民間事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

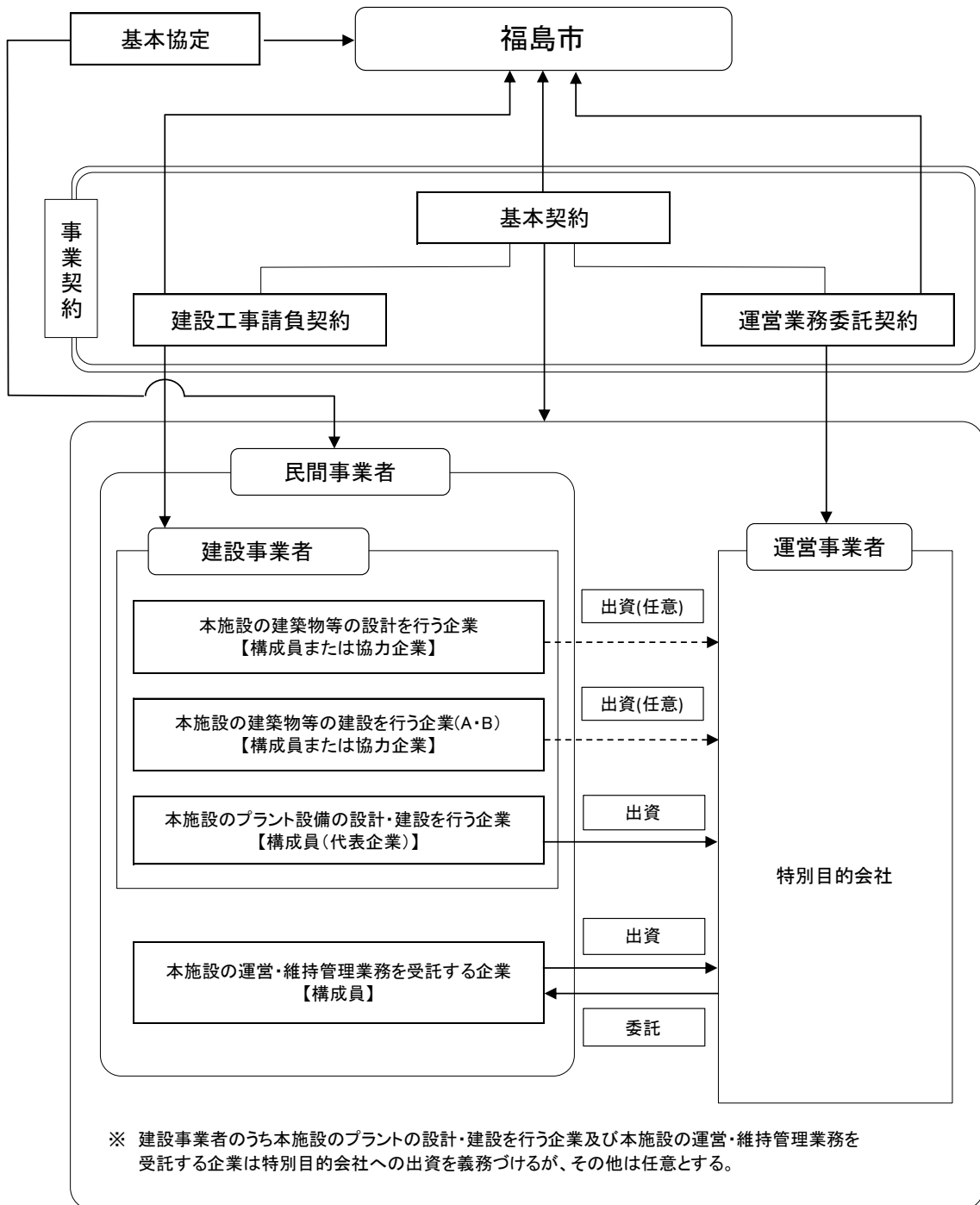
民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

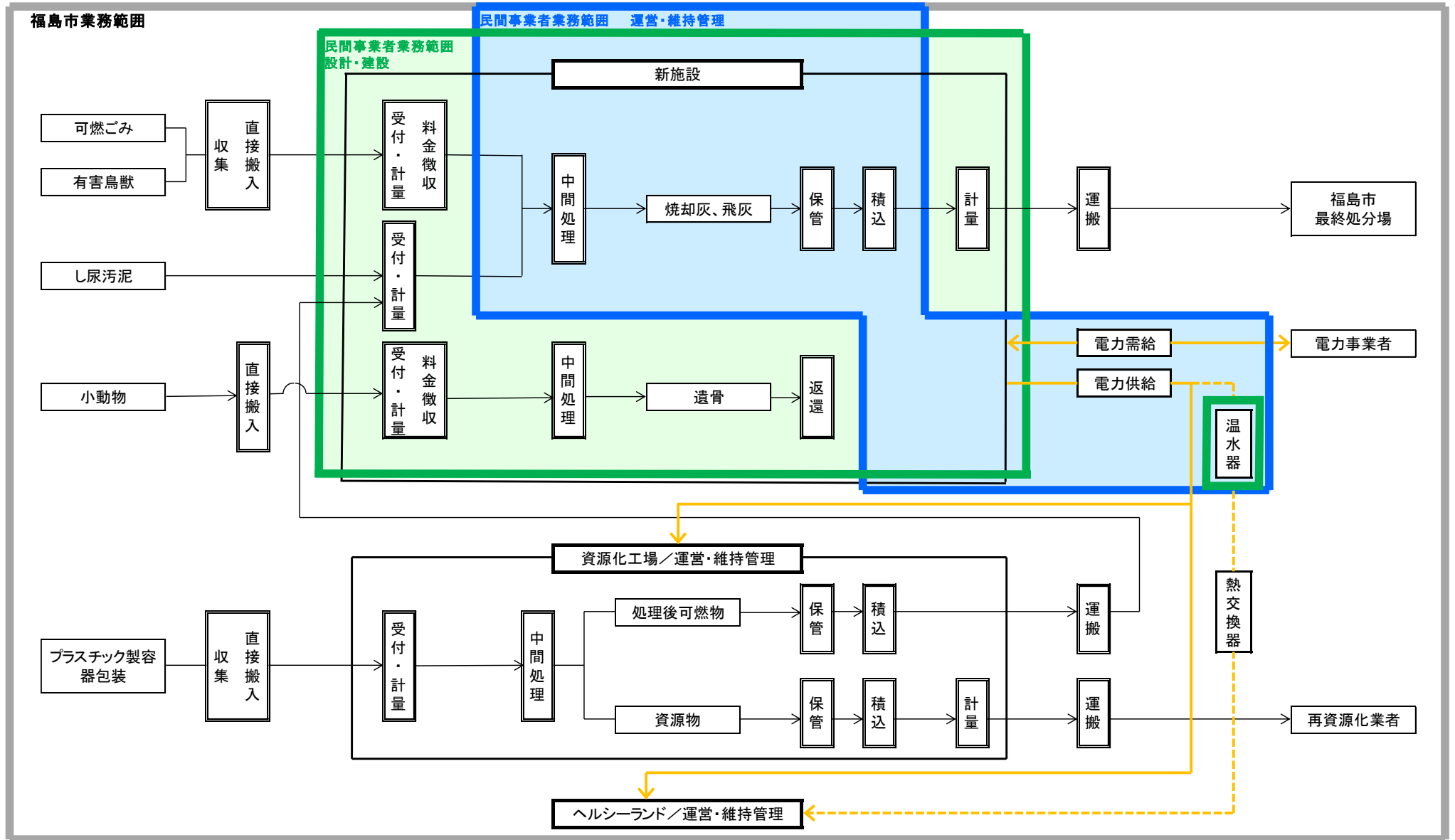
3. その他

本市は、民間事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

添付資料 1 契約スキーム





添付資料 3 ユーティリティに係る契約者及び料金支払い者

		焼却工場	管理棟	小動物焼却施設	資源化工場及び ヘルシーランド 福島
電気	買電	事業者	事業者	事業者	事業者
	売電	事業者	—	—	—
上水道		事業者	事業者	事業者	本市
電話		事業者	本市	本市	本市
インターネット		事業者	本市	—	本市
燃料		事業者	—	事業者	本市

1. 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が民間事業者に支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表1 設計・建設業務費及び運営委託費の構成に示す。

(1) 建設請負費

設計・建設業務（土壌汚染等対策工事を含む）について、建設事業者を支払う対価

(2) 運営委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者を支払う対価

表1 建設請負費及び運営委託費の構成

支払いの対象となる業務	建設請負費及び運営委託費	対象となる費用等
設計・建設業務 土壌汚染等対策工事	『建設請負費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	・左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運営・維持管理業務	『運営固定費』 ※実処理量の多寡に関係なく支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に1回とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ・運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ・維持管理費は、法定点検費、定期点検費、補修費、更新費とする。 ・人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ・その他経費には、保険料、分析費、事務費、公租公課、SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ・SPC の利益を含む。 ・運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
	『運営変動費』 ※実処理量に応じて支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に1回とし、算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 四半期毎の支払金額 =各支払期の実処理量×変動費単価 ※ただし第1～3四半期は計画処理量（当該年度の計画処理量÷4）に基づき仮払いし、年度末（第4四半期）に精算する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・実処理量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ・年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ・SPC の利益は含まない。

2. 対価の支払い方法

(1) 建設請負費

本施設の建設請負費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金及び部分払について、建設工事請負契約書（案）に則って請求できる。

(2) 運営委託費

本施設の運営委託費は、令和10年4月1日から令和30年3月31日までの20年間にわたり、運営・維持管理業務の履行状況のモニタリング結果を踏まえ、各年度の四半期に1回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、本市は提出を受けた日から10日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、各四半期末の翌月において本市から当該通知を受けた後速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から30日以内に運営委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎四半期均等とする。運営変動費については、計画処理量に基づき第1～3四半期に仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末（第4四半期）に精算する。

3. 運営委託費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運営委託費に反映させるものとする。また、実績ごみ質が計画ごみ質を逸脱し、運営事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと本市または運営事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

1) ごみ量変動

実処理量と運営事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営委託費の改定

運営委託費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{実処理量（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}$$

なお、提案価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表1に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 1) 提案時点の令和4年度平均値を基準とし、表3に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表4に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- 2) 運営固定費については、1)に示す算定の合計が前回改定時の運営固定費と比較して±1.5%を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- 3) 運営変動費については、1)に示す算定が前回改定時の運営変動費と比較して±1.5%を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- 4) 毎年8月末時点で公表される最新の当該指標（直近12か月平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の委託料を確定する。
- 5) 運営事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年当該指標に係る報告を行うこと。
- 6) 改定された委託料は、翌年の第一期支払いから反映させる。
- 7) 初回の改定は、令和9年8月末時点で公表される最新の指標（直近12か月平均値）に基づき、令和9年9月末までに見直しを行い、令和10年度の委託料を確定する。なお、初回改定時の基準額は事業契約書に定めた額となる。
- 8) 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 9) 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本市と運営事業者で協議を行うものとする。
- 10) なお、本事業の応募者が表3に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、優先交渉権者決定後の協議において本市とその妥当性について協議を行うことができる。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力（もしくは産業用特別 高圧電力）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／水道（もしくは上水道）」（日 本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／灯油（もしくは燃料油）」（日 本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」（日本銀行調査統 計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査 統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」 （厚生労働省）
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」 （総務省統計局）

表4 運営委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営委託費	F_t	入札時に提示される令和[t]年度の運営委託費。
改定後の運営委託費	F'_t	物価変動等に基づく改定後の令和[t]年度の運営委託費。
物価指数	I_t	表に示す指標の令和[t]年度の平均値。

■算定式： $F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_4}$ （改定率： $\frac{I_{t-1}}{I_4}$ ）

4. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

本市は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に本市が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運転管理マニュアル（以下、「要求水準書等」という。）に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、または達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく本市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本市が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営委託費の減額に関する基本的考え方

運営委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は運営業務委託契約に基づき運営事業者が本市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。

(4) モニタリングの方法

1) 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済財務書類をそれぞれ期日までに作成して本市に提出するものとする。

2) 本市によるモニタリング

本市は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 10 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者へ通知する。運営事業者は本市が行うモニタリングにつき、本市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）

は、運営事業者の提案に基づき契約後に本市と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

本市が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ロ) 周辺環境モニタリング

本市は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(ハ) 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、本市は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、運営事業者はこの報告の他に年 1 回、財務諸表を本市に提出すること。

5. 業務改善についての措置

(1) 是正勧告（1回目）

本市は、「(4) モニタリングの方法」に定めるモニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

1) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している、または初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者にとって適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準等の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は対象となる業務の中止または停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(2) 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(3) 是正勧告（2回目）

上記 (2) におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は運営事業者に対して 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4) 契約の解除

上記 (3) におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は運営業務委託契約を解除することができる。

6. 運営・維持管理業務委託料の減額の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す減額措置を行う。

(1) 減額の対象

減額の対象は、運営固定費とする。

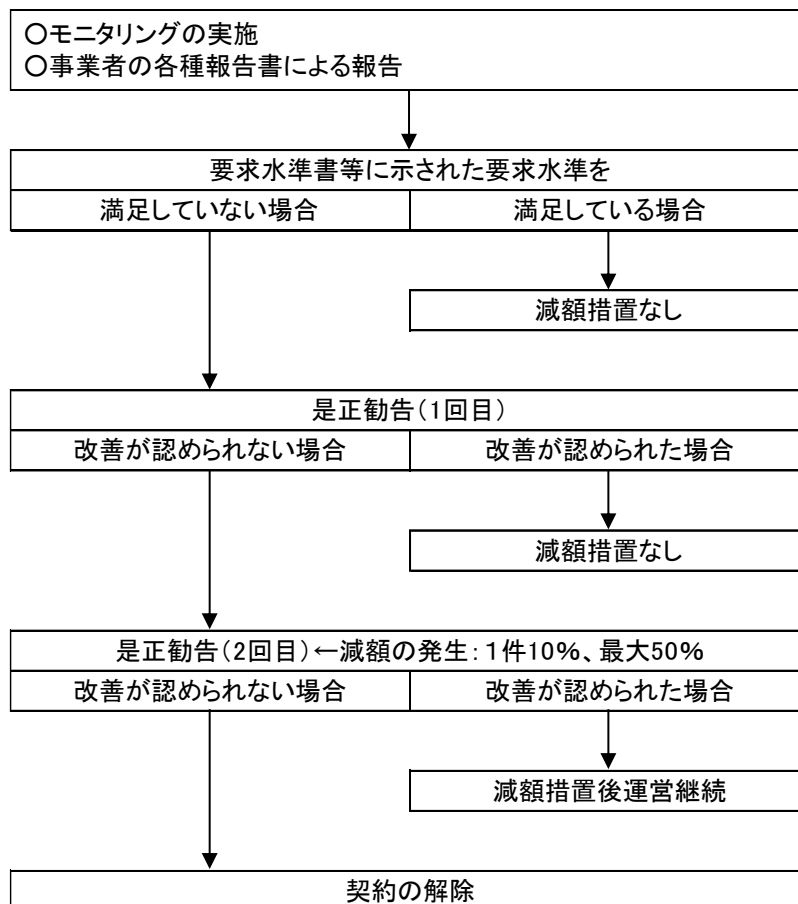
(2) 減額の決定

モニタリングの結果、本市が2回目の是正勧告を行った場合、当該事象に対して2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、月の日割り計算で運営事業者に支払う運営委託料を減額する。

(3) 減額の程度

運營業務に係る対価の減額の程度は、1件の是正勧告に対して減額対象の10%とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は、50%とする。

是正勧告数	減額措置の内容
1件	10%の減額
2件	20%の減額
3件	30%の減額
4件	40%の減額
5件以上	50%の減額



(4) 減額の算定方法

$$\text{減額} = \text{1日当たりの運営固定費 (円/日)} \times \text{当該月において是正にかかった日数 (日)} \times \text{減額率 (\%)}$$

ただし、「1日当たりの運営固定費 (円/日)」とは、当該年度の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

7. 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

保険契約者：建設事業者

被保険者：建設事業者

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

保険契約者：建設事業者

被保険者：建設事業者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

免責金額：なし

8. 運営・維持管理期間

(1) 本施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険の対象：本施設の使用若しくは管理又は本設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

保険契約者：運営事業者

被保険者：本市、運営事業者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保険期間：運営・維持管理業務期間とする。

免責金額：なし